

新たに反対地権者9世帯分

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は11日、反対地権者13世帯のうち9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地について、県収用委員会に裁決申請した。これで全ての反対地権者の土地家屋に対する裁決申請が完了し、強制収用（行政代執行）に必要な手続きは、収用委による裁決のみとなった。【25面に関連記事】

今回申請したのは、反対地権者13世帯の宅地を中心とする全収用予定地約12万6千平方メートルのうち、9世帯の宅地（約9千平方メートル）を含む約9万平方メートル。計画では、貯水池や付け替え道路となる。申請書によると、権利者354人（一坪地主約260人含む）の補償金は計約8億5500万円。裁決した場合、家屋を含む土地は180日以内に、含まない土地は60日以内にそれぞれ明け渡さなければならなくなる。収用委が受理すれば、

2016年5月12日
馬六甲 13

全収用予定地裁決申請

裁決手続が始まる。県は収用予定地を3回に分けて裁決申請した。既に収用委は迂回道路用地約5千平方メートルを裁決済み。4世帯の宅地を含むダム本体用地約3万1千平方メートルも先に審理している。

解 説 梶は石木ダム實現
に向け、全ての未
買収地を強制収用（行政代

「袋小路」の様相

執行)につながるルールに乗せた。徹底抗戦の構えの地権者を立ち退かせるには代執行が不可避。13世帯約60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取るという、現代日本ではおよそ想像しがたい光景が現実味を帯び始めた。

半世紀にわたり反対運動

を続ける地権者側は昨年12月以降、ダム必要性を争うべく法廷闘争に踏み切った。一方の県側はそれには構わず、事業認定という国の「お墨付き」を盾に肅々と手続きを進めている。

激しい反対運動により、県が先に申請した家屋や農地の収用裁決の審理は停滞し、付け替え道路の工事も前進する気配はない。にもか

かかわらず今回、全世帯の家屋を収用委に諮ったことで、県は事実上、話し合いによる解決の道を閉ざしたといえるだろう。

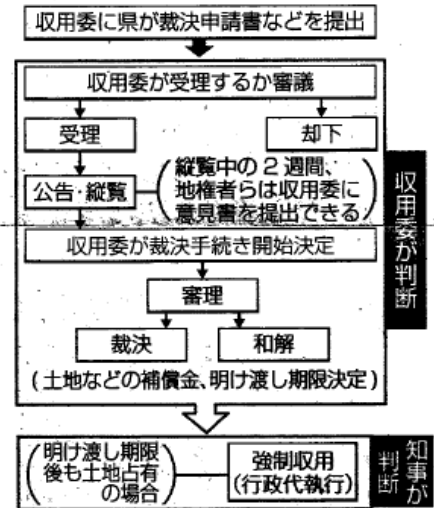
もし、機動隊を投入した34年前の強制測量のような壮絶な光景を見せられた時、県民の大多数が「仕方ない」と思えるほど石木ダムの必要性への理解が浸透しているとは思えない。それでも県は本気で強硬手段に打って出るのか。手続き上は一步進んでも、実際には前にも後ろにも進めない『袋小路』にいよいよ追込まれたようにも映る。

(東彼支局・熊本陽平)

(東彼支局・熊本陽平)



石木ダムをめぐる裁決申請の 主な手続き



収用手続き長期化の公算

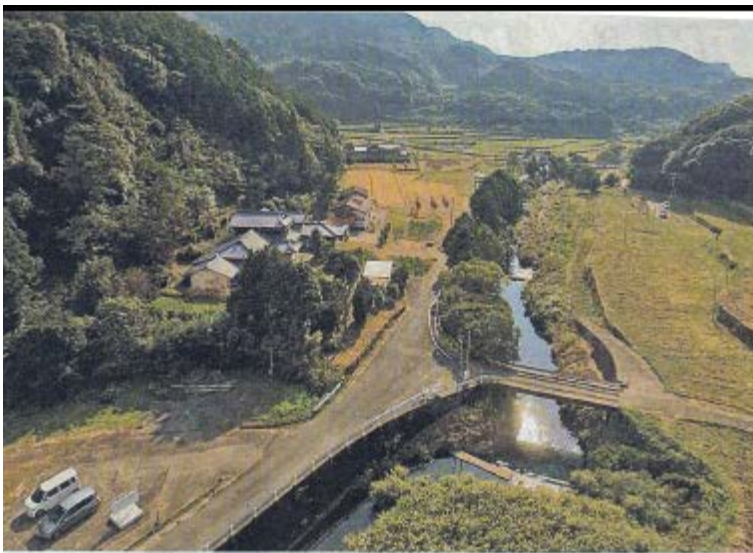
県と佐世保市が2022年度完成を目指す石木ダム。県は11日、全収用予定地約12万6千平方メートルのうち、残っていた約9万平方メートルの裁決申請に踏み切ったが、反対地権者の抵抗は強く、県収用委員会の審理が長期化する可能性が高い。収用委の審理では、用地取得に向け、補償金や明け渡し期限を決める。期限を過ぎても地権者が占有し続けた場合、強制収用するが知事が判断する。県の工程表によると、国の事業認定を受けた13年度から5年間で用地取得を完了し、17年度からダム本体工事に着手する。

県が4年9月に裁決申請した迂回道路用地(約5千平方メートル)分は、地権者側が「ダムは必要ないと伝えた」として県収用委の審理に応じたため、結果的に手続きは進み、約1年後の15年10月末までに国に所有権が移った。

しかし、県が15年7月に裁決申請したダム本体用地(約3万1千平方メートル)分では、同年10月に審理が始まったものの、地権者側はたびたび、会場前で人垣をつくり委員の入室を阻止。申請

から10カ月以上たった現在も審理を終えられずにいる。今回は審理対象の土地がさらに広く、一坪地主を含め権利者が多い。反対派は「審理は開かせない」と徹底抗戦の構えをみせており、県収用委員事務局の県用地課は「通常の公共事業は裁決申請から明け渡しまで最短1年だが、長期化も考えられる」との見方を示した。(緒方秀一郎)

長崎新聞 2016年5月12日



石木ダム

「生活続けるだけ」

地権者、反対貫く構え

石木ダム建設に向け県が全ての収用予定地の裁決申請を終えた11日。新たに自宅が対象に入った東彼川棚町岩屋郷の地権者たちは怒りをあらわにする一方、「県が手続きを進めようが、ここで生活を続ける」と反対姿勢を貫く構えをみせた。

炭谷猛さん(65)は「今のやり方では通用しない」と(県は)「分らないのか。なぜそこまでやるのか理解できない」と憤った。岩本宏之さん(71)は「家屋の明け渡しまで手続きが進んだとしても、そこから先が問題。住んでる人間をどうするつもりか」と舌ををきりつめた。

今回の申請は8月1日までに終わらなければ事業認定が失効するという県側の事情もあった。このため、反対地権者の代表格、岩下和雄さん(69)は「単に手続きの話」と意に介さず、「土地は一粒たりとも渡さない。私たちはこれまで通り生活を続けていくだけ」と気持ちに揺るがない様子だ。

県用地課は「通常の公共事業は裁決申請から明け渡しまで最短1年だが、長期化も考えられる」と見ているようです。13世帯の皆さんは「これまで通りの生活を続けるだけ」と明け渡すことはありません。

長崎県と佐世保市による「こうぼるの直民地化」を全国の皆さまとの連帯で阻止しましょう。